平成２５年（フ）第９５８号
北海道恵庭市北柏木町１丁目４番３号
債務者　菊地　敏雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　宏樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２７５号
さいたま市中央区鈴谷４丁目５番４―303号
債務者　島田　幸男
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　佳純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年８月26日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２４８号
大阪市淀川区東三国６丁目１番35　東三国グランドハイツ北512、前住所京都市下京区五条通堀川西入柿本町576番地１　フレア五条502
債務者　杉館　邦彦
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩﨑　智加
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１３６号
北海道旭川市春光４条８丁目10番３号
債務者　高橋　圭一
1　決定年月日時　平成25年５月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月４日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成25年８月28日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第９６号
宮崎市大字新名爪10番地４
債務者　諏訪　成明
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷田　寿人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年８月29日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３３号
熊本県玉名市片諏訪227番地
債務者　東　　玲子
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿瀬島正剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第１９４号
大分市仲西町２丁目２番21号、住民票上の住所北九州市八幡西区鷹の巣１丁目11番24―703号
債務者　塩月　敬志
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　拓郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年８月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第５００号
埼玉県幸手市東３丁目７番18号、旧住所埼玉県幸手市中３丁目15番９号
債務者　村上　直樹
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　矢田　達広
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月３日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１８号
岩手県奥州市江刺区伊手字御堂35番地７
債務者　佐藤　年男
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩崎　裕彌
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年９月４日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２５年（フ）第１８号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第24地割20番地５
債務者　中村　ツセ
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第１９号
岩手県下閉伊郡山田町織笠第24地割20番地５
債務者　中村　悦郎
1　決定年月日時　平成25年５月30日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　健太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月13日午前９時50分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２５年（フ）第７８号
富山市岩瀬萩浦町37番地、前住所富山市高畠町２丁目２番36号
債務者　河井　俊明
1　決定年月日時　平成25年５月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　一三
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月９日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４１０号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目５番35―306号
債務者　金谷　正人
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小倉　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２５５号
京都市伏見区納所下野１番地伏見納所団地９棟301号室、破産申立時の住所長野市三本柳西２丁目16番地アメニティー三本柳Ｂ―304
債務者　日下部　博
1　決定年月日時　平成25年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中山　耕平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月30日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月20日まで
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５９５号
札幌市南区澄川４条４丁目４番５号
債務者　大西由美子
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６５１号
札幌市中央区南８条西14丁目３番32号　コーポミルミル205号
債務者　岡崎　スミ
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６６８号
札幌市南区石山１条２丁目８番８―201号
債務者　石川　邦雄
1　決定年月日時　平成25年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部